

※掲載している情報は、1月20日現在のものです。各イベントは、新型コロナウイルス感染症に配慮して実施しますが、状況に応じて中止または変更となる場合があります。

子育て

第9回こどもアトリエタウン

問 市民交流センター ☎3350

市内や近隣で活動する陶芸や洋裁、木工、デザイナーなどの作家さんと交流しながら、森のアトリエをイメージした会場で、多彩なワークショップを体験する催しです。

展示している作品で、お気に入りのものは購入することもできます。

■期日 2月26日(土)・27日(日)

■時間 午前10時～午後3時

■場所 市民交流センター3階市民サロン東側

※申し込みは不要です。

※入場料は無料ですが、ワークショップは有料です。

▼前回のこどもアトリエタウンの様子



環境

塩尻環境スタンダード認証・登録制度 に新たな企業が登録されました

問 生活環境課環境係 ☎520744

「塩尻環境スタンダード認証・登録制度」は、市内の企業の環境負荷低減活動を促進するための制度です。登録企業には、環境にやさしい事業所として省エネ・省資源などに取り組んでいただいています。



■新規登録企業名 株式会社トースニス^{トースニス} 中信支店

■業種 電気設備工事業

■企業の環境方針 第二次塩尻市環境基本計画に基づき、豊かな自然環境を将来にわたり守っていくため、省資源、省エネルギー、3R活動を推進し、地球環境に配慮した事業所を目指します。



※制度の内容や登録方法などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

人権

人権に関する悩みは、 人権擁護委員にご相談を

問 社会教育スポーツ課共生推進係 ☎内線3150

市内で活躍する人権擁護委員をご紹介します。

相談を希望する人は、社会教育スポーツ課にお問い合わせください。相談は無料で、秘密は固く守られます。



人権擁護委員とは

人権擁護委員は、プライバシー問題、労働問題、医療問題など人権に関するさまざまな相談をお受けしています。また、毎月人権擁護委員による「人権よろず相談」を行っています。詳細は、シオジリおでかけカレンダーをご覧ください。

■人権擁護委員一覧

地区	氏名	地区	氏名
大門	平出 芳雄	吉田	齋藤 幸男
塩尻東	丸山 典子	宗賀	奈良井 のり子
片丘	伊藤 広茂	洗馬	宮本 京子
広丘	小林 夕香	北小野	小野 計江
高出	武藤 誠治	榎川	森川 房代

啓発

HAPPY WOMAN FESTA (ハッピーウーマンフェスタ)

問 社会教育スポーツ課共生推進係 ☎内線3150

3月8日は国際女性デー。男女共にジェンダー平等について考え、アクションする日です。これに合わせて啓発イベントを行います。

■日時 3月5日(土)

午前10時～午後2時半

■場所 塩尻総合文化センター1階市民ホール、講堂

■内容

- 国際女性デー啓発
- 女と男21ワーキンググループ活動紹介
- 女性相談
- 人権よろず相談

※申し込み、参加費は不要です。

※このほか、福祉就労施設ネットワーク会議の皆さんと市内で活躍する女性によるマルシェを実施します。



▶前回の様子

新型
コロナ

新型コロナウイルス3回目接種に関するお知らせ（令和4年1月時点）

問

塩尻市新型コロナワクチン
接種コールセンター
☎ ⑤0320

国の方針により、新型コロナウイルスの3回目接種が実施されることとなりました。本市においても、国の方針に基づき追加接種を実施します。

■対象

新型コロナウイルスを2回接種した18歳以上の人

対象	接種間隔	
医療従事者など 高齢者施設などの 入所者・利用者お よび従事者	2回目接種完了日から 6カ月以上	
65歳以上の人	2月末まで	2回目接種完了日から 7カ月以上
	3月以降	2回目接種完了日から 6カ月以上
64歳以下の人	2月末まで	2回目接種完了日から 8カ月以上
	3月以降	2回目接種完了日から 7カ月以上

■接種券の発送

ワクチンの供給状況により、接種可能日順に順次発送します。

■接種費用 無料

■使用するワクチン

- ファイザー社製ワクチン
- 武田 / モデルナ社製ワクチン

■実施期間 4年9月末まで

■予約方法

- 市公式 LINE
すでに友達登録をしている人は、メニューから予約ができます。友達登録は、右のコードからご登録ください。



- 電話
市新型コロナワクチン接種コールセンター
(☎ ⑤0320) 午前9時～午後5時

- ウェブサイト
右のコード (☎ <https://g202151.vc.liny.jp/>) からアクセスしてください。



※新型コロナウイルスワクチン接種については、国の方針や感染状況などにより、実施内容が変更となる場合があります。最新情報は、市ホームページをご覧ください。

福
社

「手話は言語である」 塩尻市手話言語条例を制定

問 福祉課障がい福祉係 ☎内線2115

塩尻市議会12月定例会において、「塩尻市手話言語条例」が成立しました。

この条例は、聴覚に障がいがある人が日常生活や社会生活の中でコミュニケーションをとるために使用する「手話」は言語であるとの認識に基づき、障がいの有無に関わらず市民一人ひとりが手話の理解に努め、お互いを尊重し合い、共生することができる地域社会を目指すことを目的としています。



条例制定に携わった関係者の皆さん

■手話言語条例とは

手話に対する理解の促進や手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務、市民および事業者の役割、手話に関する施策の推進方針などについて定めた条例です。

■施行日 4年4月1日

手話とは

手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。



こんにちは

左右の人差し指を立てた状態から折り曲げます。人が向かい合って挨拶をする様子です。



ありがとう

左手の甲を右手の側面でトンと叩いて戻します。手の甲へチョップするようなイメージです。